faro ファーロ

東京司法書士会

「いざというとき」
あなたを照らすサポートマガジン

vol.60
2023年
秋号

特集

今知っておきたい相続手続

～相続登記の申請義務化に向けて～

Q&A
司法書士なんでも相談室
・借金の時効について
・死亡後のサブスク解約の対策は？

連載
世界の偉人に学ぶ！
チャールズ・ダーウィン

特集

今知っておきたい相続手続

～相続登記の申請義務化に向けて～

元気なうちは、つい「まだいいか……」と先送りしがちな相続への備え。しかし、「その時」は必ず誰にも訪れます。2024（令和6）年4月から始まる相続登記の申請義務化など、相続をめぐる制度にも変化があります。いざ「その時」が来たら、遺された人は何をしなければならないのか。円満な相続のためには、今からどんな備えをしておくべきか。相続手続のエキスパートである司法書士と、一緒に考えていきましょう。

40年以上連れ添った夫の司さんを亡くした相田続代さん。相田夫妻には子どもがいなかったので、葬儀の手配をはじめ役所への届け出、年金や保険などの手続に一人で奔走。ようやく一段落ついたところで、続代さんは、ふと、生前に夫が言っていた「相続登記の義務化」という話を思い出しました。

法務省不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

不動産登記は、その不動産が誰のものかをはっきりさせるために、とても大切な制度です。不動産を相続したら、必ず相続登記を申請してくださいね

本当にやらないとダメかしら？

私が住み続けるつもりだし、何も変わらないのに手続って必要？

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律が間もなくスタートします。

令和6年4月1日から、**相続等により不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務**となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

身の回りの不動産を確認し、**速やかに相続登記を行えるよう、今のうちから備えましょう！**

東京法務局では、東京司法書士会及び東京土地家屋調査士会と連携して「未来につなぐ相続登記」の申請促進に取り組んでいます。

東　京　法　務　局　千代田区九段南1－1－15 九段第2合同庁舎

令和6(2024)年4月以前に発生した相続についても、相続登記の申請の義務化は適用されるんです

夫が亡くなったのは、義務化の前なんだけど？

司法書士がサポートします！相続手続は、相続登記の他にもやるべきことがいろいろありますので、一緒に一つずつ解決していきましょう

司法書士

そんなこと急に言われても、どうすればいいの？

次ページへGO!

チャートでわかる あなたに必要な相続手続

相続手続は、遺言の有無や相続人が誰か、遺産の内容や分け方などによって違ってきます。必要な手続を、チャートに沿って見ていきましょう。

遺言書はありますか？

遺言書あり

※自筆証書遺言（法務局で保管されたもの以外）は、家庭裁判所での「検認」が必要（封印されている遺言書については、勝手に開封すると過料が科されたり無効になる可能性がある）

原則として、遺言書に従って財産を分ける

❶ 相続人を確認（被相続人と相続人を戸籍謄本などで確認）

❷ 遺産となるものをすべて確認し、遺産目録（リスト）をつくる

遺産には正の財産と負の財産があります。遺産目録（リスト）は、遺産分割協議のときに、漏れがないように遺産を分割するための資料としても役立つので、作成するのがおすすめです。財産調査や遺産目録作成は、司法書士に依頼することもできます。

遺言書なし

遺言書はなかったわ

法定相続人全員で協議して財産を分ける

❶ 被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄本を集めて、法定相続人を確認

出生から死亡までの戸除籍謄本って、どうやって集めるの？

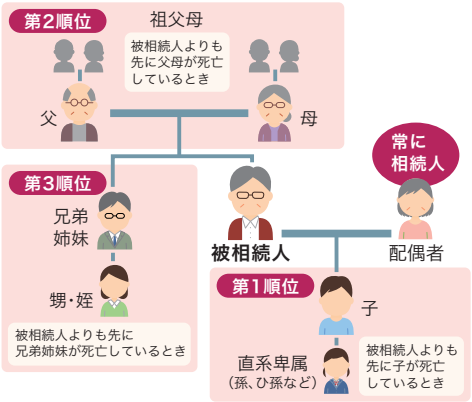

うちには子どもがいないから、夫の弟のタカシさんも相続人になるのね…

まずは、故人の本籍地の市区町村役場で請求します。さらに、結婚や離婚、養子縁組による分籍や転籍などによって戸籍が複数にわたっている場合は、遡って各地の役場で集めていきます（※）。「わからない」「大変」と感じたら、司法書士にご相談ください。

※2023（令和5）年度中には最寄りの役所で一括請求できるようになる予定。

❷ 遺産となるものをすべて確認し、遺産目録をつくる（遺言書ありの場合と同様）

■「正の財産」の例

- 預貯金
- 不動産
- 動産(自動車、貴金属など)
- 有価証券(株式、国債など)
- 保険金(入院給付金など)

■「負の財産」の例

- 借金
- 住宅ローン、カードローンなどの残高
- クレジットカードなどの未払い分
- 税金の未納分
- 連帯保証などの債務

故人がパソコンやスマホを使っていた場合は、それらの中身(デジタル遺産)の調査も必要です。

相続するか否かを決める

すべて相続

★相続放棄・限定承認に関する手続

遺産調査の結果、正の財産より借金など負の財産が多いことがわかった場合などには、相続が発生したことを知ってから3か月以内に申請することで、相続放棄(相続しない)または限定承認(条件付きで相続する)を選択することができる。

(遺言書のあり・なし、どちらの場合も同様)

★税金に関する手続

- 準確定申告(※)が必要な場合は、相続の発生から4か月以内に申告と納税を行う。

※納税者が年の中途で死亡した時の確定申告

- 相続税が発生する場合、相続発生から10か月以内に相続税の申告と納税を行う。

協議で合意できた?

合意

遺産分割協議書を作成

遺産分割協議書は、相続登記や銀行口座の解約などで必要になります。遺産分割協議書について「作成の仕方がわからない」「大変」という場合は、司法書士にご相談ください。

話し合いがまとまらない

家庭裁判所に調停を申し立てる

司法書士は調停申立などのサポートもできます。

家庭裁判所による遺産分割調停・審判

❸法定相続人全員で、遺産分割について協議

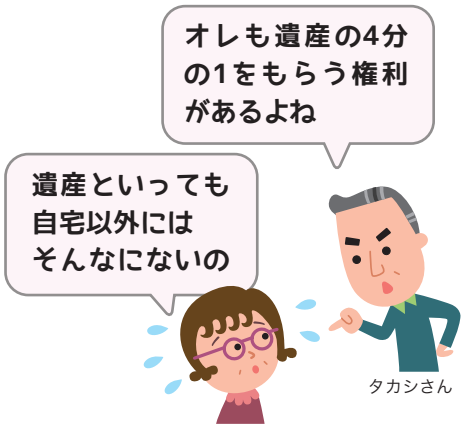

民法改正によって、2023(令和5)年4月1日から「相続開始から10年を経過すると、特別受益と寄与分による相続分の主張ができなくなり、法定相続分での相続が基礎に」と決められました。遺産分割協議が長引いてしまいそうな場合は、司法書士にご相談ください。

相続財産の名義変更

次のものを相続した人は、解約や名義変更の手続をします。

- 金融機関の預貯金
- 保険（相続財産に含まれない保険もあります）
- 自動車
- 有価証券（株式、国債など）
- 不動産

相続発生から3年以内に相続登記の申請を！

自宅の登記を調べたら、名義が夫の祖父のままでした！このまま来年になったら罰金10万円なの!?

確かに、放置しておくと「10万円以下の過料」が科される可能性があります。しかしそれは、法務局からの「登記してください」という通知を無視し続けたような場合で、いきなり過料とはならないので安心してください。

なお、相田家のように複数世代にわたる相続登記の場合などは、登録免許税が免税される場合があります。免税期間は2025（令和7）年3月31日までなので、早めの対応をおすすめします。

もし、遺産分割でもめて3年以内に決着がつかない場合、相続登記はどうすればいい？

「相続人申告登記」を利用しましょう。新しい所有者が決まっていない段階で、とりあえず「相続が発生したこと」を法務局に申告します。相続登記の予告信号のような制度ですね。相続人のうちの1人が代表して申告することができ、これを出しておけば相続登記を待ってもらえます。ただし、これはあくまで「予告信号」なので、遺産分割で所有権を取得したら、遺産分割がまとまってから3年以内に相続登記をしなければなりません。

「法定相続情報証明制度」の利用が便利です！

相続登記をはじめとする相続財産の名義変更では、法務局や金融機関に、戸籍関係の資料を提出する必要があります。「出生から死亡までの戸除籍謄本」は、分厚いファイル1冊分の量になる場合も。提出先ごとに揃える手間やコストがかかり、持ち歩くのも一苦労です。

そこで、提出先が複数ある場合には、「法定相続情報証明制度」の利用がおすすめです。簡単に言うと「戸籍の束を1枚の証明書にする制度」で、その1枚で被相続人の相続関係が証明できます。記入見本のような「法定相続情報一覧図」を作成して必要書類と共に法務局に申出しておくと、写しを必要なときに無料で交付してもらえます。

また、戸籍の束は個人情報の塊のようなもの。持ち歩くことで、紛失や情報漏洩のリスクがあります。この制度では、相続に必要な情報だけを一覧図にするので、個人情報が外部に漏れるリスクも減らせます。

法定相続情報一覧図（記入見本）

（記載例）

被相続人不破路太郎法定相続情報

最後の住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
死亡　平成29年4月1日
（被相続人）
不破路太郎

住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
（配偶者）
不破路花子

以下余白

住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
（子）
不破路一郎（申出人）

住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
（子）
不破路一郎（申出人）

住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
（子）
不破路二郎

住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
（子）
不破路促子

作成日：令和○年○月○日
作成者：○○○○○○○○　印
（住所：○県○市○町○番地）

戸籍集めから
一覧図の作成や申出まで、
司法書士にお任せください！

遺される大切な人のために今できること

続代さんは、相続手続で苦労する場面がありました。これらの手間や苦労は、実は、夫の司さんが生前に対策しておくことによって軽減できたのです。遺される大切な人に相続手続でなるべく苦労をかけないために、生前にできる対策について、司法書士がアドバイスします。

① 遺言書を作成する

□ 相田家の場合

相田夫妻には子どもがいなかったため、夫の弟も相続人に。続代さんは、夫の生前にはほとんど交流のなかった義弟と遺産分割協議をしなければならなかった。しかも、遺産の大半が自宅不動産だったため、義弟に法定相続分を渡すのが難しい状況で、協議が難航した。

■司法書士のアドバイス

兄弟には遺留分(※)が認められないため、相田さん夫妻の場合は、「妻に全財産を譲る」という旨の遺言書を書いておけば、義弟の関与を避けられました。子どものいない夫婦や、法定相続人以外に財産を譲りたい場合などは、ぜひ遺言書を書いておきましょう。なお、せっかく書いたのに「ミスがあって遺言が法的に無効」とならないように、公正証書遺言を作成するか、自筆証書遺言の場合は司法書士など専門家のアドバイスとチェックを受けて、法的に間違いのない遺言書を作成するのがおすすめです。

※一定の相続人に対して、遺言によっても奪うことのできない遺産の一定割合の留保分

② 自宅の登記を確認する

□ 相田家の場合

相田家の自宅は、祖父の代から相続登記がされていなかった。祖父の相続関係まで2代遡って登記しなければならず、しかも関係者が夫側の親族なので、相続登記のための調査や手続がとても大変になってしまった。

■司法書士のアドバイス

自宅の登記がどうなっているか不安を感じたら、今すぐ確認しましょう。登記の内容は、法務局の窓口やオンラインで登記事項証明書等を取得して確認できます。相続登記の申請の義務化スタートは2024(令和6)年4月ですが、それ以前に発生した相続についても義務化は適用されるため、現在相続登記が未了になっている不動産があれば、対応が必要です。何代にもわたって相続登記がされていなかった場合、相続人の調査や連絡だけでも大変な作業になります。困った場合は、司法書士にご相談ください。

相続手続のご相談は司法書士へ！

チャートに当てはまらないケースもありますので、
具体的なご相談は司法書士へ。まずは右記にお電話ください。
ホットラインでのご相談は無料です。

司法書士ホットライン
TEL.03-3353-2700
平日10:00～15:45
※年末年始、お盆期間を除く

司法書士 なんでも相談室

身の回りで起こるトラブルや悩み事。法律の専門家なら、解決のためのアドバイスができることがあります。このコーナーでは、皆様のお悩みに司法書士が答えていきます。

Q1

2020年5月に友人に50万円を貸しました。3か月後にボーナスで返済してもらう約束で借用書もありますが、返済がないまま3年が経ってしまいました。借金には時効があると聞きましたが、何をしたらいいのでしょうか。

A まずは友人に連絡を取って、返済の意思があるかどうかを確認しましょう。返済の意思がある場合は、返済日を改めて決めたり、分割払いで返済するなど返済条件に関する契約をきちんと書面で残しておきましょう。この書面を公正証書で作成し、「履行を怠った場合は強制執行に服する」という文言を入れておけば、訴訟をしなくても強制執行が可能になります。公正証書の作成は、司法書士がサポートできます。

友人に連絡がつかない場合や連絡はついたが返済の意思がない場合に、何もしないで一定の期間放置しておくと消滅時効が完成して、貸したお金を返してもらえなくなる可能性があります。この一定の期間とは、2020年3月31日までの貸し借りであれば10年でしたが、法改正により2020年4月1日からは5年となりました。なお、友人が借金の返済義務を認めた場合などは時効期間がリセットされ、その時点から改めて日数がカウントされることになります。したがって、あと約2年以内に友人に対して内容証明郵便等を送ったり裁判を起こしたりして、借金の返済を求める必要があります。司法書士は、これらの手続を代理することができますし、60万円以下の借金であれば1回の審理で判決が出る少額訴訟で代理人となることができます。少額訴訟で勝訴しても返済しない場合には、友人の給料や銀行口座を差し押さえるなど強制執行をする手続を代理することもできます。

友人とのご関係をふまえ、対応に悩むようでしたら、一度司法書士にご相談ください。

Q2

パソコンとスマホを活用している70代です。音楽配信や動画配信、ゲームなど、気付いたらいくつものサブスク(※)を利用していて、このまま私が死んだら、夫や息子が困るのではないかと不安になりました。どのような対策をしておけばよいですか?

A おっしゃる通り、あなたが亡くなっても、契約した相手は死亡の事実を知る手段がないので、契約は継続されたままで、サブスクの利用料金も発生し続けます。たとえ支払方法として指定していたクレジットカードを解約したり、金融機関の口座が凍結されたとしても、支払いを滞納することになるだけです。つまり、サブスクを解約してその支払いを止めるには、相続人であるご家族が契約を解除する必要があるのです。

対策として、まずは契約しているサブスクをリスト化した上で、解約方法も含めて、ご家族に伝えておきましょう。これを機会に、利用しているサブスクが自分にとって本当に必要なものかを考え、不要なものは解約するなど整理してみてはいかがでしょうか。

※サブスクリプションの略で、製品やサービスを月額課金・定額制で利用できる仕組みのこと。

世界の偉人に学ぶ！

ピンチをチャンスに変える考え方

挫折、失敗、絶望。生きていれば誰しも「もうダメかも」と思うような瞬間があるかもしれない。そんなときは、偉人がヒントをくれる。どん底を乗り越え、偉業を成し遂げた彼らの考え方に学んでみよう。

今回の名言

「私の第二の人生がこの日に始まるでしょう」

―― チャールズ・ダーウィン

チャールズ・ダーウィンといえば、「ダーウィンの進化論」と呼ばれる『種の起源』を発表したことで知られているが、幼少期の評価はさんざんだった。周囲からいつも「妹よりも物覚えが悪い」と言われ、小学生のときに校長から「のらくら」と言われるほど落ちこぼれだった。

ダーウィンが学校の勉強よりも夢中になったのは、貝殻、動植物、封筒のシール、貨幣、石ころなどを集めること。そんなダーウィンの姿を見て、父もこう嘆いた。

「犬やネズミをとること以外、何もしない。そんなことをしていると、家族の恥になる」

ダーウィンの父は開業医で、息子には自分の後を継いでほしいと考えたようだ。ダーウィンを医学部へと進学させている。ところが、ダーウィンは解剖の実習では遺体を直視できないし、手術の見学にいたっては2回も手術室から逃亡。結局、医学部からドロップアウトしてしまう。

仕方なく父はダーウィンを牧師にしようと、ケンブリッジ大学の神学部へと転学させたが、無駄だった。ダーウィンは講義をサボり、野山を駆け回る日々を送る。

「なんといっても、カブトムシの収集ほど、私がケンブリッジで熱中し、楽しみにしていたことはない」

ダーウィンの父はさぞ失望したことだろう。だが、親の期待に背を向けてからが、本当の人生だ。ダーウィンはひとりで博物館に足を運んでは、所蔵標本について調べ、博物学の勉強をスタートさせている。

人生の転機となったのは、22歳のときに参加した、海軍の測量船・ビーグル号での世界一周旅行である。旅は5年にもわたったが、この航海に参加したことで、未知の世界に触れ、新たな発見に心を躍らせることになる。帰国したときには、ダーウィンは、18冊の野外観察ノートと、4冊の動物学日誌、13冊の地質学日誌を書き上げていたという。

ビーグル号の出航予定日が近づいてきたとき、ダーウィンは手紙で冒頭の言葉にこう続けた。

「この日は今後の人生の誕生日になるでしょう」

人類の真理を探究する長い旅が、始まろうとしていた。

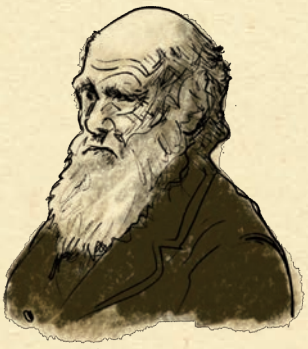

チャールズ・ダーウィン
イギリスの自然科学者。1809年生まれ。1831年から約5年間、世界各地を巡って動植物や地質を調査し、1839年に『ビーグル号航海記』を出版。1859年に『種の起源』を著し、生物進化の理論を確立した。

ダーウィン的結論

周囲が望む道よりも、自分の好きな道へ進もう

文 真山知幸
著述家。ベストセラーシリーズ『ざんねんな偉人伝』（学研プラス）のほか、『泣ける日本史』（文響社）、『偉人メシ伝』（笠間書院）など、偉人や名言をテーマに著作多数。『偉人名言迷言事典』（笠間書院）では偉人100人の言葉と人生を一冊にまとめた。最新刊は『逃げまくった文豪たち』（実務教育出版）。

新会長挨拶

司法書士事務所は法律問題に関する「街の診療所」ホームドクターのように頼ってください

東京司法書士会会長
千野 隆二

司法書士になったきっかけは？

大学生の時に「何かで独立する！自分の名前で仕事がしたい！」と、漠然とした目標ともいえない目標を掲げ、模索していた時に士業の存在を知りました。弁護士や弁理士も検討しましたが、友人が司法書士を目指すというので「じゃあオレも！」と（笑）。もともと調べること、書くことが好きだった私には、この選択は正解だったと思います。司法書士という仕事との出会いに感謝しています。

新会長としての抱負は？

公認キャラクター「しほたん」の耳のように常にアンテナを立て、市民と会員の声に耳を傾け、やるべきことには迅速に対応していきます。

千野 隆二（ちの・りゅうじ）

大学卒業後、司法書士事務所で働きながら資格受験予備校に通い、3度目の受験で合格。その2年後の2000（平成12）年に司法書士登録し、独立開業。武蔵野支部長、東京司法書士会理事、常任理事、副会長を経て、2023（令和5）年5月に東京司法書士会会長に就任。

「どうしよう？」と思ったら、司法書士へお声掛けを

『ｆａｒｏ』読者の皆さまは司法書士について、どんなイメージをお持ちですか？ マイホームの登記や相続手続など、ご自身の経験によって、それぞれ違ったイメージをお持ちだと思います。

司法書士の守備範囲は広く、登記、訴訟等の司法手続、成年後見、財産管理、企業法務、民事信託支援といったリーガルサービスを提供しています。あまり知られていない業務もあるので、私は依頼者とのコミュニケーションの中で、なるべく依頼案件以外の業務で司法書士ができること、私自身が手掛けていることをお話しすることにしています。司法書士がどんな場面でお役に立てるのかを知ってもらいたく、例えば、不動産登記のご依頼をいただいた際に、成年後見や裁判業務、商業登記の話などをすると「そんなこともしているのですか！」と驚かれることがあります。その後、「このことで相談してもいいですか？」とご連絡をいただくこともしばしばあります。

私が市民の方々に抱いていただきたい司法書士事務所のイメージは、法律問題に関する「街の診療所」です。法律専門家である司法書士は医師でいえば専門医ですが、身近なホームドクター的な存在でもありたいと思います。司法書士は現実に起きている問題や悩みの解決にはもちろん対応しますが、将来、問題が起こらないようにどうしたらよいかをアドバイスできる法律専門家でもあります。「どうしよう？」というときに司法書士にご相談いただければ、一緒にどうしたらいいかを考え、共に現在の問題を解決し、将来の問題発生を防ぐ助言をします。ご相談内容が司法書士の専門ではない分野に及んだときには、適切な士業や専門家、機関につなぐこともできます。まずは当会ホームページの「司法書士を探す」をクリックしてみてください。きっとお近くにも、必要とする方の傍らに立ち、お役に立てることを待ち望んでいる司法書士がおりますので、お気軽に、お声掛けをいただければ幸いです。

高齢化・デジタル化が進む社会で新たな役割を果たす

東京司法書士会には、現在４５７８人（※）の司法書士が登録し、司法制度や社会環境の変化に対応しながら、暮らしや経済活動を支える社会基盤として活動しています。

昨今は、少子高齢化を背景に家族のかたちにも変容が見受けられ、相続問題も多様化しました。依頼者に応じたきめ細かい対応が必要な中で、女性司法書士のニーズも増えています。また、急速なデジタル化に伴い、司法手続や行政手続も変化。登記制度や裁判制度のオンライン化が進む一方で、スマホやパソコンの中にある「デジタル遺産」の問題も生まれました。

時代の変化によって生じた新たなニーズに応えるために、司法書士は日々研鑽を積んでいます。当会としても、司法書士のデジタルスキル向上や女性司法書士がさらに活躍できる環境整備に努めていきます。市民と当会をつなぐ広報誌『ｆａｒｏ』では、身近なテーマを題材に、皆さまのお役に立てる情報をお届けしていきますので、どうぞご期待ください。

※２０２３（令和５）年７月１日時点

「相続」4コマ劇場

東京司法書士会では、司法書士制度150周年を記念して「相続」をテーマとする4コマ漫画コンテストを実施。このコーナーでは、その受賞作をご紹介します。

「東京法務局長賞」 作／兎屋 雛様

東京司法書士会の活動

Activity Report

みたか商工まつりに「しほたん」登場

7月15日(土)～16日(日)に三鷹市役所で開催された「第46回みたか商工まつり」のステージ企画「ゆるキャラ大集合」に、東京司法書士会から、公認キャラクターのしほたんと親善大使のはたゆりこさんが参加しました。しほたんは、ステージで初ダンスも披露。暑い中来場された多くのお客様から、あたたかな拍手をいただきました。

高校生等に向けての法律教室を開催

東京司法書士会では、都内の高校生等を対象とした法律教室を、年間を通して無料で開催しています。今年4～7月には都立高校5校、私立高校4校で実施。高校生の間に成年に達する生徒たちに向け、契約の基礎や悪質な契約事例、SNSトラブルなどについてお話ししました。また、文化祭を控えた教員と実行委員の生徒を対象に、文化祭での出し物やキャラクターの使用と著作権に関する講義も行いました。基本的な法律知識を身に付けることが被害やトラブルの予防につながります。法律教室の申し込みについては、東京司法書士会のホームページをご覧ください。

都立小金井北高等学校での法律教室の様子

司法書士ミニヒストリー

司法書士のルーツは、江戸時代に農民が訴訟を起こすときに手助けをし、書類の作成や手続代行も行っていた「公事宿(くじやど)」と考えられています。江戸の昔から必要とされてきた「いざというときのサポート役」は、今の司法書士にしっかりと受け継がれています。

今回の表紙
東洲斎写楽「市川富右衛門の蟹坂藤馬と三世佐野川市松の祇園町の白人おなよ」
(いちかわとみえもんのかにざかとうまとさんせいさのかわいちまつのぎおんまちのはくじんおなよ)
ⓒ公益財団法人アダチ伝統木版画技術保存財団

faro ファーロ
ファーロ faro 2023 autumn vol.60 ／2023年9月25日発行
発行元:東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-37
TEL.03-3353-9191
発行責任者:高木宏
編集人:手代木美保 佐藤マリン 星寛志 池谷昌亮 渡邉芳生 稲場康容
制作:株式会社一粒舎　印刷:柳本印刷株式会社

東京司法書士会では**無料法律相談**を実施しています

※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、予告なく変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

一人で悩まず、司法書士にご相談ください

公認キャラクター しほたん

遺言のことを聞きたい

相続の問題で困っている

会社をつくりたいけどどうしよう

クレジット・サラ金の問題で悩んでいる

不動産の名義変更をしたい

成年後見制度を使うには？

友人とのお金の貸し借りで困っている

弟と遺産争いに…

隣家と境界線でトラブルに

電話で相談したい

司法書士ホットラインにお電話ください

昼 10:00〜15:45

平日（月〜金曜）

03-3353-2700

夜 17:00〜19:45

水・木曜（祝日除く）

042-540-0663

会って相談したい

2か所の相談センターがあります。まずは、電話でご予約ください

四 谷

東京司法書士会総合相談センター

新宿区四谷本塩町4-37
（JR四ツ谷駅から徒歩5分）

電話予約はこちら

03-3353-9205

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

※男性相手には話しにくい悩み事の場合などは、女性司法書士への相談を希望することもできます（女性の方のみ）。電話予約の際に、その旨お伝えください。

立 川

三多摩総合相談センター

立川市曙町2-34-13
オリンピック第3ビル202-A
（JR立川駅から徒歩6分）

電話予約はこちら

042-548-3933

平日 10:00〜16:00

もめごとを当事者同士で解決したい

調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いします

裁判ではなく、話し合いによる解決をめざします

日常生活の中で起こる親族や近隣住人などとのトラブルは、できれば裁判ではなく、今後の付き合いのことも考えて、当事者同士の話し合いで解決したいもの。でも、当事者だけでは感情的になってしまったり、法律の専門知識がなくて話し合いが進まない、そんな場合は調停センター「すてっき」で、司法書士がお手伝いをします。

お問い合わせはこちら

03-3353-8844

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

お電話またはHPでお申し込みください！

出張による相談にも対応しています

お体の事情などで常設相談会にお越しいただくことが困難な方（東京在住の方のみ）を対象に、予約制で、地域の役所や学校などの公共施設、高齢者施設などへの司法書士の出張相談を行っています。

※お申し込みは、施設などを通してお願いします。

お問い合わせはこちら

03-3353-9191

（東京司法書士会事務局）

平日 9:00〜12:00/13:00〜17:00

東京司法書士会のHPからもお申し込みいただけます

東京司法書士会

https://www.tokyokai.jp/

視覚障がいの方のための音声コード（Uni-Voice）です